

**(仮称)向日市男女共同参画推進条例の
制定に向けての提言**

2006年(平成18年)1月

向日市男女共同参画推進懇話会

提言にあたって

我が国においては、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等を保障するとともに、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を1985年(昭和60年)に批准し、1999年(平成11年)6月には「男女共同参画社会基本法」を制定して、男女平等の実現に向けた取組を進めてきました。

しかし、現実には、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する人権侵害や性別による固定的な役割分担意識、それに基づく社会の制度や慣行等が様々な分野で根強く存在しており、両性の自由な活動や生き方の選択を妨げる要因となっています。

こうしたことから、女性も男性も互いにその人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮でき、誰もが伸びやかに生きられる豊かな社会の実現は緊要な課題となっています。

向日市においては、2001年(平成13年)3月に「向日市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざして、様々な取組が進められてきました。

さて、向日市男女共同参画推進懇話会は、一昨年8月に向日市長から条例制定に向けた提言書の依頼を受け、これまで8回にわたって、条例に盛り込むべき内容などについて検討を重ねてきました。その間、市民参加のワークショップや中間報告の会を開催するとともに、郵便、ファックス、電子メールなどで、広く市民の皆様から意見募集を行い、多くの市民から忌憚のないご意見をいただきました。これを受けて、懇話会では市民の意見を反映させた提言とするため議論を重ね、本日、ここに提言をとりまとめました。

懇話会といたしましては、向日市がこの提言の趣旨を十分に生かした条例を制定され、市、市民、事業者が協働して男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進されることを期待します。

2006年(平成18年)1月23日

向日市男女共同参画推進懇話会
座長 上 杉 孝 實

条 例 の 名 称

「向日市男女共同参画推進条例」

条 例 に 盛 り 込 む べ き 内 容

前 文

我が国では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸とした国際的な潮流の中で、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として男女平等の実現を位置付けた男女共同参画社会基本法が制定されました。

しかし、現実には女性に対する人権侵害や性別による固定的な役割分担意識、それに基づく社会の制度、慣行等が様々な分野で根強く存在しており、両性の自由な活動や生き方の選択を妨げる要因となっています。

7.67平方キロと西日本一市域面積の小さなまち向日市は、昭和30年代の高度経済成長により人口が急増し、住宅都市として発展してきました。それに伴う行政需要として健康・福祉・教育の充実に早くから取り組んできました。しかし、さらに今日的に重要な課題である男女平等の実現のため男女共同参画を推進する必要があります。

すべての市民一人ひとりの人権が尊重され、家庭や学校、職場、地域等あらゆる場において、男女が支え合い、違いを認め合い、お互いの存在を高め合い、多様な生き方を認め合って、誰もがいきいきと暮らすことができる向日市を築くため、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画の総合的な取組を進める条例を制定します。

1 目 的

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本事項を定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

2 定 義

(1) 男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、個性と能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、ともに責任を担うことをいう。

(2) 積極的格差是正措置

社会のあらゆる分野における性別間の格差を是正するため、必要な範囲内において、社会的に不利な状況にある性に対し、格差是正の機会を積極的に提供すること

- をいう。
- (3) 市民
この条例においては、住民登録にかかわらず、市内に在住する者、在学する者、在勤する者及び市内で活動する者をいう。
 - (4) 事業者
公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず、市内において事業を行う個人・法人及びその他の団体をいう。
 - (5) セクシュアル・ハラスメント
相手の意に反した性的な言動により、相手方の職場や学校、地域等における生活環境を害したり、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
 - (6) ドメスティック・バイオレンス
配偶者など親密な関係にある男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力、その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。又、こうした暴力や言動は、同居する児童に心理的外傷を与えることとなり、児童虐待防止法にも抵触する。

3 基本理念

男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるべきこと。
- (2) 男女共同参画社会の形成にあたっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を阻害することがないように配慮されるべきこと。
- (3) 男女共同参画の推進においては、男女が、対等な構成員として、市の施策や民間の団体など、あらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活とその他自らの意思に基づく社会活動とを両立できるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進は、男女が互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について双方の意志が基本的に尊重されること、及び生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすることを旨として行われること。
- (6) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、その他あらゆる人の人権についても配慮されるべきこと。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して国際的協調の下に行われること。
- (8) 男女共同参画の推進は、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、あらゆる場

において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行うこと。

4 市の責務

- (1) 市は、男女共同参画の推進を主要な施策の一つと位置付けなければならない。
- (2) 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む）を総合的に策定し、実施するとともに、その他の施策についても男女共同参画の視点に立って実施しなければならない。
- (3) 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び府と相互に連携及び協力を図らなければならない。
- (4) 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な体制の整備及び財政上の措置を講じなければならない。

5 市民の責務

- (1) 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる分野において、自ら積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。
- (2) 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

6 事業者の責務

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活などの活動が両立できる職場環境の整備に努めなければならない。
- (2) 事業者は、男女共同参画に関する労働者の権利を啓発しなければならない。
- (3) 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

7 性別による人権侵害の禁止

- (1) 何人も、直接的であると間接的であるとを問わず、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。
- (2) 何人も、職場、地域、学校その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- (3) 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

8 地域における男女共同参画の推進

何人も地域における諸団体の活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女がともに参画することができるよう努めなければならない。

9 教育における男女共同参画の推進

- (1) 子どもは、乳幼児期より生活習慣を身につける上で、家庭生活及び集団生活の中で、男女ともに一人ひとりの個性と人権を尊重されなければならない。
- (2) 家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画の理念に配慮した教育を相互に連携して行うよう努めなければならない。
- (3) 何人も次代を担う子どもたちの男女共同参画に関する教育に関し、積極的に参画するように努めなければならない。

10 情報に関する留意

何人も、市民に対する情報において、性別による固定的な役割分担等の慣行が男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、そうした慣行の影響をできるかぎりなくすよう配慮しなければならない。また、暴力的行為を助長し、又は連想される表現を行わないよう努めるとともに、人権を侵害する性的な表現を行ってはならない。

11 基本的施策

(1) 男女共同参画基本計画

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市は男女共同参画に関する基本的な計画を策定しなければならない。

男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定める。

ア 男女共同参画の推進に関する総合的、長期的な大綱

イ 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

計画を策定するにあたっては、市民及び事業者の意見を反映させるとともに向日市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

基本計画の策定後は、速やかに公表するものとする。

社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しをするものとする。

(2) 年次報告

市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、

公表するものとする。

(3) 推進体制

市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に調整し、計画的に推進するために必要な体制を整備する。

(4) 審議会等における委員の男女比

男女のいずれか一方の委員の数は、原則として総数の10分の4未満であってはならない。

(5) 拠点施設

市は、男女共同参画に関する施策を実施し、市民による男女共同参画の取組を総合的に支援するための拠点施設を設置する。

(6) 調査研究

市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査研究を行う。

(7) 普及・啓発

市は、男女共同参画の基本理念に対する理解が深まるよう、広報活動等を通じて、その普及・啓発に努めるものとする。

(8) 民間活動に対する支援

市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組を支援するため、情報提供等必要な措置を講じるものとする。

(9) 苦情処理

市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情があるときは、市長に申し出ることができる。

市長は、前項の申出を受けたときは、向日市男女共同参画審議会の意見を聴き、速やかに適切な措置を講じるものとする。

(10) 相談体制

市は、性別による差別的扱い、その他男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害された場合の被害者の相談に対応するため、関係機関との連携を図り、適切な措置を講じなければならない。

1.2 男女共同参画審議会の設置

(1) 委員は10人以内とし、市長が委嘱する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。

(2) 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(3) 男女共同参画の推進に関する重要事項については、市長の諮問に応じて調査審議する。又、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

向日市男女共同参画推進懇話会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「向日市男女共同参画プラン」を推進するにあたり、本市が取り組むべき諸課題及びその方策について幅広く意見を求めるため、向日市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見等の交換をし、その結果を市長に報告する。

(1)向日市男女共同参画プランの推進に関すること。

(2)その他本市における総合的な男女共同参画社会の形成に関する施策に関すること。

(組織及び職務)

第3条 懇話会は、男女共同参画社会の形成について高い識見を有するもののうちから、市長が委嘱する8人以内の委員をもって組織する。

2 懇話会に座長を置き、座長は委員の互選による。

3 座長は、会務を総理する。

4 座長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、市長が招集する。

2 懇話会の会議の議事の進行及び整理は、座長が行う。

3 座長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、政策協働課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年2月20日から施行する。

附 則(平成8年3月29日告示第12号)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日告示第11号)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日告示第28号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月31日告示第38号)

この告示は、平成14年7月31日から施行する。

附 則(平成16年6月28日告示第42号)

この告示は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成17年3月1日告示第8号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

向日市男女共同参画推進懇話会委員名簿

役 職	氏 名	現 職 等
座 長	上 杉 孝 實	京都大学名誉教授
委 員	上 野 美代子	向日市女性のための相談カウンセラー
委 員	木 下 明 美	ジャーナリスト
委 員	斎 間 博 子	助産師
委 員	高 山 紀公子	市民（子育て支援グループ「ねこばす」代表）
委 員	仲 島 久 美	市民（京都府女性の船同窓会ステップあけぼの向日市代表）
委 員	藤 枝 澪 子	京都精華大学名誉教授
委 員	森 田 雅 也	市民（関西大学社会学部教授）

(敬称略・五十音順)

向日市男女共同参画推進懇話会審議経過等

	開催日	内 容
16年度 第1回	平成16年8月3日	委嘱状交付 男女共同参画推進懇話会設置趣旨について確認 向日市の男女共同参画政策の概要説明 条例制定の意義について 男女共同参画推進条例(仮称)制定に向けたスケジュールについて協議 平成16年度中の調査・研究内容についての協議
	平成17年1月29日	条例づくりのためのワークショップ 「条例の必要性について」 講師 上杉孝實(向日市男女共同参画推進懇話会座長)
17年度 第2回	平成17年4月19日	条例に盛り込む事項について
第3回	平成17年5月25日	条例に盛り込む事項及び条例の内容について
第4回	平成17年6月20日	"
第5回	平成17年7月11日	"
	平成17年7月30日	第2回条例づくりのためのワークショップ 「中間報告」 講師 木下明美(向日市男女共同参画推進懇話会委員)
第6回	平成17年8月11日	条例骨子案について
	平成17年9月15日～30日	条例骨子案に関する市民意見募集
第7回	平成17年10月14日	提言案の検討(市民意見についての検討)
第8回	平成17年11月16日	提言案の検討(市民意見についての検討)
	平成17年12月7日	提言のとりまとめ作業
	平成18年1月16日	提言のとりまとめ作業
	平成18年1月23日	「向日市男女共同参画推進条例(仮称)制定に向けた提言」の提出

条例骨子案に対する意見募集

1. 実施期間

平成17年9月15日～9月30日

2. 提出者数等

提出者 39人

提出方法

メール 47件

ファックス 32件

持参 96件

意見件数

個人 129件

団体 37件

職員 9件

意見件数

項 目	意見数(件数)
骨子全体	22
条例の名称	6
前文	12
定義	19
目的	2
基本理念	39
市の責務	4
市民の責務	7
事業者の責務	8
性別による人権侵害の禁止	3
地域における男女共同参画の推進	0
教育における男女共同参画の推進	14
公衆に表示する情報に関する留意	6
基本的施策	23
男女共同参画審議会	10
合 計	175

向日市男女共同参画推進条例(仮称)の
制定に向けての提言

2006年(平成18年)1月
向日市男女共同参画推進懇話会

(事務局) 向日市政策企画室政策協働課
〒617-8665向日市寺戸町中野20番地
TEL075-931-1111 FAX075-922-6587